

2022 年 3 月 12 日

京都フットボール連盟  
加盟チーム代表者・監督殿

一般社団法人 京都府サッカー協会  
規律委員長 永井 弘  
京都フットボール連盟

## 2022 年度シーズンにおける懲罰規程適用に関する確認事項

### 警告・退場に対する懲罰〔出場停止〕の適用方法

試合において、主審から警告・退場の通告を受けた競技者及びチーム役員は、公益財団法人日本サッカー協会の基本規程に定められた〔懲罰規程〕に基づく罰則が適用されます。

上記に基づき、当連盟では、連盟主催大会懲罰規程を定めました。

各チームの代表者及び監督は、この内容を熟知し、支配下の選手毎の違反行為（警告・退場）に付いて、（一社）京都府サッカー協会規律委員長からの処分通知〔メールで通達（登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる）〕。を厳正に適応お願い致します。

「連盟主催の公式戦で科せられた懲罰が以下のいずれかに該当する場合を除き JFA 不服申立委員会に該当者及び該当チームが不服申立てできる。（戒告・譴責・2 試合以下又は2か月以内の公式試合、公的職務若しくは業務の禁止、又はサッカー関連の停止・禁止。JFA に事務手数料 10,000 円消費税抜き）」

なお、この規程に対して、その適応に不適切（出場資格がない選手の公式試合の出場等）があった場合は、出場した選手及び当該チームに罰則が適用されますので、くれぐれも誤りのないように留意して下さい。

不服申立てを行なったとしても、JFA 不服申立委員会の決定が確定するまでの間に行われる試合については、一審で決定した懲罰は適用されることになります。

#### 〔資料の内容〕

1. 懲罰規程適用に関する確認事項
2. 付記
3. リスペクト宣言に付いて

<b>懲罰規定適用に関する確認事項</b>
-----------------------

**1 適用する大会は、以下とする。**

- ① 京都フットボールリーグ
- ② 京都1部リーグ決勝ラウンド
- ③ 京都トップリーグチャレンジマッチ
- ④ 全国クラブチームサッカー選手権京都大会
- ⑤ 全国社会人サッカー選手権京都大会
- ⑥ 京都FAカップ京都サッカー選手権大会 社会人代表決定戦
- ⑦ 各京都シニアサッカー大会
- ⑧ その他(公式戦)

**2 適用についての確認事項**

(1) 警告累積

A. 1チームの行う試合が8試合以下

●警告累積2回により出場停止1試合とする

例表1

試合	1	2	3
処分	Y1	Y2	出場停止

\*Y1: 警告1回目、Y2: 警告2回目を表す

B. 1チームの行う試合が10試合以下(1部リーグ)

●警告累積3回により出場停止1試合とする

例表2

試合	1	2	3	4
処分	Y1	Y2	Y3	出場停止

(2) 試合累積による出場停止の繰返し

●警告累積による出場停止を繰返した場合は、出場停止2試合とする。

例表 3

試合	1	2	3	4	5	6	7
処分	Y1	Y2	出場 停止	Y1	Y2	出場 停止	出場 停止

例表 4

試合	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
処分	Y1	Y2	Y3	出場 停止	Y1	Y2	Y3	出場 停止	出場 停止	

(3) 警告累積による出場停止処分の他大会の影響

●警告累積出場停止処分は他大会には影響しない。

(4) 大会が終了すれば警告累積は消滅する。

(5) 同一試合中において2度の警告は警告累積に加算しない。

(6) 同一試合中において警告を受けた後に、警告とは関係なく退場となった場合、この警告は累積に加算される。

(7) 退場による処分停止の繰返し

(例 1) 同一試合中における2度の警告による退場の場合

●同一大会において繰返し、2度目の退場処分となった場合、出場停止2試合

●同一大会において3回以上繰返した場合は、(一社)京都府サッカー協会規律委員会において検討する。

\* 未消化の出場停止処分は、同一大会における次の公式戦で適用する又は同一大会終了及び敗退した時は、直近の公式戦か、翌年度の公式戦で消化する。

(例2) 1試合の出場停止処分の退場の場合

- 同一大会で繰返し、2度目の退場処分となった場合、出場停止2試合とする。

例表 5

試合	1	2	3	4	5
処分	R1	出場 停止	R1	出場 停止	出場 停止

- 同一大会において3回以上繰返した場合は、規律委員会において検討する。

**出場停止の消化に関するルールの変更**

退場による出場停止処分の扱いについて（第4条）

【現行】大会に関係なく次の公式試合に適用

リーグ戦 4/1	全社 4/8	FAカップ 4/15	全社 4/23	FAカップ 4/25	リーグ戦 4/30	FAカップ 5/1	リーグ戦 5/4	FAカップ 5/7
1試合 出場停止	×	3試合 出場停止	×1	×2	×3	○	○	○

【変更後】同一大会における次の試合に適用される

〔変更〕

リーグ戦 4/1	全社 4/8	FAカップ 4/15	全社 4/23	FAカップ 4/25	リーグ戦 4/30	FAカップ 5/1	リーグ戦 5/4	FAカップ 5/7
1試合 出場停止	○	3試合 出場停止	○	FAカップ ×1	リーグ戦 ×1	FAカップ ×2	○	FAカップ ×3

\*なお、同一大会内で出場停止処分が消化しきれない場合（大会の終了、大会からの敗退等の場合）、その出場停止処分は、順次、次の公式戦（本協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が主催する競技会の試合）に適用されます。

## 付 記

1. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為・審判員への侮辱、施設破損、その他重大な規律違反行為がなされた場合、(一社)京都府サッカー協会規律委員会は**該当者に対して弁明の機会を付与する。(弁明の機会は弁明書又は対面による意見表明のどちらかの方法を規律委員会が指定する)**
2. 出場停止対象試合が延期もしくは中止となった場合は、対象試合の直後に行なわれる懲罰適用上の大会の試合に変更する。
3. 試合開始後、中止となった試合において警告・退場処分を受けた選手については(一社)京都府サッカー協会規律委員会でその処分の取扱いを決定する。
4. 選手が移籍で未消化の出場停止がある場合など、大会間の伝達が必要な場合は当事者(選手／当核チーム)にある。
5. 選手及びチーム役員の出場停止は次の通りとする。
  - (イ) 観客席で観戦すること。チームベンチや更衣室近くにいることや、グラウンド等に立入ることは出来ない。
6. この規程に対して、監督としてその適用や管理方法に不備(例えば、出場停止であるのに出場させた等)があった場合、(一社)京都府サッカー協会規律委員会で検討し、チーム又は、監督に対して処分を行なう。  
※ 懲罰の内容は、警告、譴責の他に下記の事項を適用することがある。
  - (1) チームには、リーグ戦の成績(勝ち点)をマイナスする。
  - (2) 無効試合(場合によっては再戦の義務あり)
  - (3) 減点もしくは、得点の無効
  - (4) 現在又は今後の大会への参加禁止
  - (5) 特定数の試合、特定期間の出場停止、**禁止**
7. 処分通知は、京都府サッカー協会からメール配信いたします。  
**京都フットボール連盟に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。**

(処分通知郵送希望者は連盟事務局に事前連絡)

以上のこと又は、これらに関連して不明な点や質問確認事項があれば、  
京都フットボール連盟事務局に文書で照会してください。(FAX 075-212-6221)

## リスペクト宣言

日本サッカー協会、Jリーグでは、サッカー、スポーツの社会的役割を強く自覚し、2008年度より、サッカー界におけるリスペクトの重要性を認識し、リスペクトプロジェクトを開始しました。

リスペクトの本質を、常に全力を尽くしてプレーすること、そしてそれはフェアプレーの原点であるにとらえています。仲間、対戦相手、審判、指導者、用具、施設、保護者、大会関係者、サポーター、競技規則、サッカーというゲームの精神、それらサッカーを取り巻くあらゆるいろいろな関係の中でとらえていきたいと考え、「大切に思うこと」としました。

「フェアで強い日本を目指す」。リスペクトは、世界からも認められた日本が誇る価値です。日本人らしさを出して戦っていくことが大事です。それがサッカー、スポーツの価値を高めていくことにつながります。こういったことはまさに今の社会に必要なことです。社会からサッカーが尊敬され、サッカーが文化となる。サッカーから、スポーツ、そして日本社会にこういった価値観を広めていきたいと考えています。

**RESPECT** 大切に思うこと

## 懲罰規程（抜粋）

### 3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への出場

(1) 出場資格の無い選手が公式試合に出場した場合、当該選手及びチーム関係者の故意過失の有無にかかわらず、当該試合は没収され、当該選手が所属するチームが0対3で敗戦したものと扱われる(フットサルの場合は0対5、ビーチサッカーの場合は0対10)。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。

(2) 前項に加え、以下の懲罰が科される。

チーム： 罰金処分(リーグのチームの場合：最低100万円の罰金、その他のチーム：10万円以下の罰金)

出場した選手： 処分決定日から1ヶ月間の出場停止(ただし、選手に故意が認められる場合に限る。

(3) 本条における出場資格が無い選手とは、出場停止中の選手、本協会に登録されていない選手、当該連盟又はリーグ等に登録されていない選手、又は、当該試合の主催者が別に定める出場のための全ての要件を満たさない選手をいう。